

2014 年 6 月 30 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 334 号 ）

中国人民銀行上海本部、 上海で外貨預金の金利上限を撤廃 当面は法人預金のみ対象に実施へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行上海本部は 2014 年 6 月 26 日、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）で 3 月 1 日より実施している小口外貨預金（300 万米ドル未満）の金利上限撤廃措置を 6 月 27 日より上海全域に拡大することを発表しました¹。ただし、自由金利の適用は当面、法人（単位）預金のみを対象とし、個人預金への適用は市場の運行状況をみながら時期を判断するとしています。

□ 全国展開へさらに経験を蓄積

上海自由貿易区はその設立に当たり、規制緩和と市場開放の実験場として「複製可能で、普及可能な経験を形成する」という目標を掲げています。今回の措置は、国家外貨管理局が 2014 年 4 月に発表した多国籍企業集団によるクロスボーダー外貨資金集中管理の全国展開²に続く、上海自由貿易区における「経験」の「複製」となります。中国人民銀行（PBOC）は声明で、上海自由貿易区における小口外貨預金の金利上限撤廃措置の実施後、区内と区外で明らかな金利差は発生せず、区内の店頭表示価格は基本的に安定し、区域を超えた、あるいは銀行間の大規模な資金移動が発生しなかったため、措置の適用拡大を決めたとしています。

中国人民銀行上海本部副主任・上海支店長の張新氏が明らかにしたデータによると、上海市の外貨預金残高（2014 年 5 月末）は 767 億ドルで全国の約 7 分の 1 を占めており、このうち小口預金の比率は 26.4% となっています。一方、上海市の外貨貸付残高（同上）は 798 億ドルで、全国の約 10 分の 1 を占めています。PBOC は声明で、上海全域への「複製」により全国展開するための経験を蓄積するとしています。

¹ 中国（上海）自由貿易試験区における小口外貨預金の金利上限撤廃については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 307 号をご参照ください。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.307.pdf

² 多国籍企業集団によるクロスボーダー外貨資金集中管理の全国展開については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 324 号をご参照ください。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.324.pdf

□ 外貨—人民元の順で漸進的に改革

中国における銀行金利の市場化改革は、「先に外貨、後に人民元」「先に貸付、後に預金」「先に長期・大口、後に短期・小口」といった考えに基づいて漸進的に実施されています。外貨建て銀行金利については、PBOCが2000年9月に外貨貸付と大口預金（300万米ドル以上）で制限を撤廃。一方で、主要通貨（米ドル、日本円、ユーロ、香港ドル）の小口預金には現在も金利上限を設定しています（図表1参照）。

人民元建て銀行金利は、PBOCが2013年7月の『利率市場化改革のさらなる推進に関する通達』（銀発[2013]180号）公布で貸付金利の下限（PBOCが定める基準金利の70%）を撤廃して自由化を実現³。一方の預金金利には、基準金利の110%を上限とする規制を残しています（図表2参照）。

【図表1】中国における外貨預金金利上限

(2014年6月27日現在、年率%)

	米ドル	ユーロ	日本円	香港ドル
普通	1.150	0.100	0.0001	1.000
7日通知	1.375	0.375	0.0005	1.250
1カ月	2.250	0.750	0.0100	1.875
3カ月	2.750	1.000	0.0100	2.375
6カ月	2.875	1.125	0.0100	2.500
1年	3.000	1.250	0.0100	2.625

※2年期以上は上限なし

(出所：PBOC)

【図表2】人民元建て預金・貸付基準金利

(2014年6月27日現在、年率%)

預金基準金利		貸付基準金利	
普通預金	0.35	6カ月	5.60
定期預金		1年	6.00
3カ月	2.60	1年～3年	6.15
6カ月	2.80	3年～5年	6.40
1年	3.00	5年超	6.55
2年	3.75	※貸付金利は自由化されているが、PBOCは引き続き基準金利を設定している (出所：PBOC)	
3年	4.25		
5年	4.75		

人民元建て銀行預金金利の自由化は、スプレッド（金利差）を圧縮して銀行経営に大きな影響を与え、経営破綻に陥る銀行が出てくる可能性もあります。そのため、前提条件として預金者保護のための預金保険制度や金融機関の破綻処理制度といった関連法規を整備する必要があり、PBOC等の金融当局は現在その策定を急いでいます。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：**
 - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいさ責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

³ 人民元貸付金利の自由化については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第274号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.274.pdf